

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

○ 軽油引取税の特約業者の指定の取消し

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

○ ”

○ ”

○ クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定

○ 指定市町村事務受託法人の指定

【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

○ 土地改良区役員の住所変更届

○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 落札者等の決定

【企業局】

○ 未利用県有地売却の実施

【選挙管理委員会】

○ 政治団体の名称等の公表

○ 政治団体の代表者等の異動

税務課

指導監査室

”

”

生活衛生課

長寿社会課

県民生活交通課

耕地課

”

建築指導課

用度課

経営推進室

”

選挙管理委員会

○ 資金管理団体の名称等の公表
【公安委員会】
○ 警備業法に基づく講習

生活安全企画課

”

令和2年9月25日 岡山県公報 第12230号

◎岡山県告示第四百九十三号

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）第一百四条の六第二項の規定により、次のとおり軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

令和二年九月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 氏名又は名称

有限会社前田潔商店

二 主たる事務所又は事業所の所在地

総社市長良四五二―五

三 取消年月日

令和二年九月一日

令和2年9月25日 岡山県公報 第12230号

◎岡山県告示第四百九十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和二年九月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

わかくさ放課後等デイサービス

2 所在地

久米郡美咲町打穴下四一二一五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人中央福祉会

2 主たる事務所の所在地

久米郡美咲町錦織二三五七一

三 指定年月日

令和二年六月一日

四 事業所番号

三三五三八〇〇五九

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

令和2年9月25日 岡山県公報 第12230号

◎岡山県告示第四百九十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和二年九月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ホハル美川

2 所在地

小田郡矢掛町下高末二六八六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社TAKIBI

2 主たる事務所の所在地

倉敷市水島西寿町二一〇

三 指定年月日

令和二年九月一日

四 事業所番号

三三五二八〇〇〇四三

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

令和2年9月25日 岡山県公報 第12230号

◎岡山県告示第四百九十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和二年九月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

発達支援センター やかげ

2 所在地

小田郡矢掛町小林三一九―四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人 笠岡市社会福祉事業会

2 主たる事務所の所在地

笠岡市金浦七四六番地

三 指定年月日

令和二年五月一日

四 事業所番号

三三五二八〇〇〇二七

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

令和2年9月25日 岡山県公報 第12230号

◎岡山県告示第四百九十七号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項に規定するクリーニング師の研修及び同法第八条の三に規定する業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

令和二年九月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 主催者等の名称及び所在地

1 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センター

岡山市北区内山下一丁目三番七号 県土連ビル二階

電話番号（〇八六）二二二―三五九八

二 研修又は講習の開催年月日及び場所

令和三年二月七日（日曜日）

岡山市北区下石井二丁目六番四一号 ピュアリティまきび

三 研修又は講習の科目及び時間

1 クリーニング師の研修

ア 衛生法規及び公衆衛生 一時間

イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間

ウ 洗濯物の処理 一時間

エ 繊維及び繊維製品 一時間

2 業務従事者に対する講習

ア 衛生法規及び公衆衛生 一時間

イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間

ウ 洗濯物の処理 一時間

エ 繊維及び繊維製品 一時間

四 受講料

1 クリーニング師の研修 五千円

2 業務従事者に対する講習 四千五百円

令和2年9月25日 岡山県公報 第12230号

◎岡山県告示第四百九十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条の二第一項の規定により、次の指定市町村事務受託法人を指定した。

令和二年九月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事務所の名称及び所在地

1 名称

奈義町地域包括支援センター

2 所在地

勝田郡奈義町豊沢三二七―一

二 申請者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人奈義町社会福祉協議会

2 代表者の氏名

会長 延原 道正

3 主たる事務所の所在地

勝田郡奈義町豊沢三二七―一

三 指定年月日

令和二年八月三十一日

四 受託事務の種類

要介護認定に係る調査に関する業務

五 居宅サービス等の提供の有無

有

〔四二八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年九月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年九月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育て支援の会サポートあい

三 代表者の氏名

庄司 憲子

四 主たる事務所の所在地

真庭市落合垂水六二八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の親と子どもに対して、子育て支援に関する事業を行い、相互援助と安心して子育てができる環境づくりに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

令和2年9月25日 岡山県公報 第12230号

〔四二九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員住所に次のとおり変更があつた旨の届出があつた。

令和二年九月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区名称

那岐池土地改良区

二 変更内容

職名	氏名	変更前住所	変更後住所
----	----	-------	-------

監事	安藤 政宏	勝田郡奈義町中島西九九七	勝田郡奈義町中島西九九七一三
----	-------	--------------	----------------

―

令和2年9月25日 岡山県公報 第12230号

〔四三〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあつた新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和二年九月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

高崎土地改良区

二 地区名

六間丘3番川西谷川交差左側樋門 （非補助土地改良（かんがい排水）事業）
宮下西新開水路その2 （ ）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款
事業計画書

四 縦覧の期間

令和二年九月二十五日から同年十月十六日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

令和2年9月25日 岡山県公報 第12230号

〔四三一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年九月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字西ノ内一七一五、一一七一七、一一七一七―三〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟二五四―グリーンノートA棟二〇一号室

堀田 大貴

堀田 瑠留

三 許可番号

岡山県指令建指第一一二号

令和2年9月25日 岡山県公報 第12230号

〔四三二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年九月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 一、二四八式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和二年八月十一日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社両備システムズ

岡山市南区豊成二丁目七番一六号

五 落札金額

五五、一一七、九二〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、〇一〇、七二〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和二年七月十七日

令和2年9月25日 岡山県公報 第12230号

◎岡山県企業局公告第二号

次のとおり未利用県有地の売払いを実施する。

令和二年九月二十五日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

一 物件の概要

所在地		地目又は構造		面積（平方メートル）		予定価格（最低売払価格）		受付期限	
土地 倉敷市連島町 鶴新田字弘化 開西岡崎二九 三二番二		宅地		三九二・三一		九、〇四〇、〇〇〇円		令和三年八月三十一日（火）	
建物 倉敷市連島町 鶴新田字弘化 開西岡崎二九 三二番二		木造かわらぶき平家建		六二・一〇					
		木造かわらぶき平家建		六二・一〇					
		鉄骨造平家建		二・四五					
		鉄骨造平家建		二三・六〇					

二 申込みの資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人であること。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の三第一項に規定する者
 - 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者
 - 3 公営企業管理者が地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認められた者であつて、その認められた時から三年を経過しないもの
 - 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）に該当する者
 - 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
 - 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者
 - 8 その他公営企業管理者が不相当と認める者
- 三 用途制限
- 売払い物件については、売買契約書に、次に掲げる用途に使用することを制限するとともに、これらの用途に使用するおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付けることを禁止する旨の条件を付す。
- 1 岡山県暴力団排除条例第二条第四号に規定する暴力団事務所その他これに類する施設の用に供すること。
 - 2 契約の締結の日から五年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること。
- 四 申込方法及び留意事項
- 1 県有財産買受申出書に必要な事項を記入の上、2の印鑑登録証明書又は印鑑証明書に係る印鑑を押印し、一の受付期限までに岡山県企業局総務企画課経営推進室に提出すること。
- 2 添付書類
- 次により発行日から三月以内の証明書を添付すること。
- (1) 個人の場合 印鑑登録証明書 一通

住民票の写し（個人番号の記載がないものに限る。） 一通

誓約書 一通

(2) 法人の場合 現在事項全部証明書 一通

印鑑証明書 一通

役員名簿 一通

誓約書 一通

3 原則として、先着順の売払いとなること。ただし、同日に複数の申込みがある場合は、抽選により申込順位を決定する。

4 電話、ファクシミリ又は電子メールでの申込みはできないこと。

5 現状での引渡しになるので、必ず物件の下見と現状の確認を行った上で申し込むこと。

五 申込資格の確認

1 申込資格を審査し、申込資格があると認められた者に対しては、県有財産買受申出受付確認書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

2 申込資格を審査し、申込資格がないと認められた者に対しては、県有財産買受申出不適合通知書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

3 申込資格の審査中に他の者からの申込みがあった場合は、申込順位が次順位以降の者に対して、速やかに当該申込順位等を記載した連絡票により通知し、申込順位が先順位の者が契約を締結した場合は、申込順位が次順位以降の者に対して、県有財産買受申出不受理通知書により通知する。

4 申込順位が先順位の者が申込資格がないと認められた場合又は県有財産買受申出受付確認書に記載された日までに契約を締結しなかった場合は、申込順位が次順位の者について申込資格を審査し、審査を開始した日から起算して十五日以内に県有財産買受申出受付確認書又は県有財産買受申出不適合通知書により通知する。

六 契約の締結

県有財産買受申出受付確認書を受理した者は、同確認書に記載された日までに契約を締結すること。なお、契約の締結の際、契約金額の十パーセント以上に相当する額の契約保証金を納付すること。また、同確認書を受理した者が、契約を締結しない場合は、申込順位が次順位の者の申込資格を審査し、申込資格があると認められた場合は、

その者と契約を締結する。

七 売買代金の納入

売買代金（契約金額から六の契約保証金の額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、原則として契約の締結の日の翌日から起算して二十日以内に納入すること。なお、納入期限までに売買代金が完納されないときは契約を解除し、六の契約保証金は、岡山県企業局に帰属させる。

八 問い合わせ先

〒七〇三―八二七八 岡山市中区古京町一丁目七番三六号

岡山県企業局総務企画課経営推進室（電話〇八六―二二六―七五四五）

◎岡山県選管告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつた。

令和二年九月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石田よしお後援会	中村峻則	石田芳生	高梁市成羽町成羽二六六八	令和二・八・一八
岡山県改革協議会	森安章文	山田雅徳	岡山市中区円山一〇七	八・二八
小山さとし後援会	小山聡	小山敬子	美作市林野一八四	八・七
仙田よしたか後援会	仙田貴孝	仙田亜佐美	倉敷市児島赤崎三一―四二	八・二七
土屋将後援会	土屋将	土屋百合子	新見市哲多町田淵二二六一	八・三
中西よしゆき後援会	中西善之	中西悦子	倉敷市玉島道四四五―一	八・二七
平松久幸後援会	平松久幸	上杉明生	高梁市落合町阿部五七九―一〇	八・二五
立憲フォーラムおかやま	高原俊彦	森山幸治	岡山市北区野田三一五―八安井ビル二〇三	八・二八

◎岡山県選管告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

令和二年九月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県石油販売業支部	吉延 嘉一郎	主たる事務所の所在地	岡山市南区西市二一〇一	岡山市北区上中野一一一九一四八	令和二・六・一八
自由民主党岡山県林政支部	小野 泰弘	代表者の氏名	小野 泰弘	井手 紘一郎	六・三〇

部

立憲民主党岡山県第1区	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
立憲民主党岡山県第1区	難波 奨二	代表者の氏名	難波 奨二	高井 崇志	八・一八

総支部

立憲民主党岡山県第1区	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
立憲民主党岡山県第1区	難波 奨二	代表者の氏名	難波 奨二	高井 崇志	八・一八

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
池田一二三後援会	妹尾 ふみ子	主たる事務所の所在地	新見市高尾二四六五十八	新見市哲西町矢田三九三四	令和二・八・一三

大森一生後援会	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
大森一生後援会	赤木 哲郎	代表者の氏名	赤木 哲郎	森 和之	八・二七

金尾やすし後援会	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
金尾やすし後援会	三宅 積	主たる事務所の所在地	高梁市川上町地頭一八五五一	高梁市川上町仁賀七三〇一	八・一

市政に新しい風を吹かせる会	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
市政に新しい風を吹かせる会	山田 雅徳	代表者の氏名	山田 雅徳	山田 雅徳	七・三一

宮地俊則後援会	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
宮地俊則後援会	宮地 俊則	代表者の氏名	宮地 俊則	山下 勲	四・一

山田雅徳後援会	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
山田雅徳後援会	山田 雅徳	主たる事務所の所在地	総社市井手五二〇一一	総社市中央三一一二一〇五総社リトル	八・二七

山田雅徳後援会	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
山田雅徳後援会	山田 雅徳	主たる事務所の所在地	総社市井手五二〇一一	総社市中央三一一二一〇五総社リトル	八・二七

山田雅徳後援会	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
山田雅徳後援会	山田 雅徳	主たる事務所の所在地	総社市井手五二〇一一	総社市中央三一一二一〇五総社リトル	八・二七

◎岡山県選管告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

令和二年九月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
小山 聡	美作市議会議員	小山さとし後援会	美作市林野一八四	令和二・七・三〇
仙田 貴孝	倉敷市議会議員	仙田よしたか後援会	倉敷市児島赤崎三一―四二	〃 〃 八・二七
中西 善之	倉敷市議会議員	中西よしゆき後援会	〃 玉島道口四五五―一	〃 〃

◎岡山県公安委員会告示第四百十六号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和二年九月二十五日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
運搬警備業務	令和二年十二月十四日（月曜日）及び同月十五日（火曜日）の二日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条第一項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

- 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六

十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による受講申込書 一通

(2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）

(3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通

ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

イ 次の区分のうち該当するものに係る書類

(ア) 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

令和二年十月二十六日（月曜日）から同月三十日（金曜日）までの午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分まで

四 受講手数料

一万四千元

（注） 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。